

関連判例

- 強盗強姦罪は強盗たる身分を有するものが、強姦をする犯罪であり、個人の専属的法益（婦女の性的自由）を侵害する罪である。（最判昭和 24 年 8 月 18 日）
- 刑法一七七条、一七八条は、一三歳以上の婦女に対し暴行又は脅迫を用い、或いはその心神を喪失させ、若しくはその抵抗を不能にさせ、又はその心神喪失若しくは抵抗不能の状態にあるのに乗じてこれを姦淫した者を二年以上の有期懲役に処することとし、他方、一三歳に満たない婦女については、右のような手段を用いず、またその同意を得ていたとしても、これを姦淫した者は、同様に処罰されることとしている。刑法のこれらの規定は、つまるところ、一三歳に満たない婦女は、いまだ性的行為の意義を理解できず、したがって、これに対する同意能力を欠いているし、一三歳以上の婦女であつても、その自由意思を抑圧し又はそれが欠けている前記のような特殊な事態のもとでこれを姦淫することは、いずれにしても、性的な行為についての自由な自己決定権を侵害するものであつて、被害者個人の性的な自由をその保護法益とするものと解される。しかしながら、一三歳以上の女子であつても、年齢的に、心身の未成熟又は身体と心の発達の不均衡の故に、性的行為の意義について正しい十分な理解をもたず、したがって、これに対する同意ないし積極的な欲求そのものが完全な自由意思に基づく自由な自己判断によるものとは認めることのできない年齢層の女子が存在することは顕著な事実である。刑法は、このような性的な無知に乗じて前記のような手段によらないでこれらの少女を性的行為の対象とするような行為を直接処罰する規定を設けていないが、そのことによつて、刑法が、そのような行為は社会一般の倫理観に反するとはいえず、およそ刑事罰の対象とすべきではない、とする価値判断を示したものと即断することはできない。いわんや、児童の保護と健全育成という社会的見地から、このような性的被害にかかりやすい年齢層にある青少年を保護するための立法が、刑法と抵触しないことは明白である。（最判昭和 60 年 10 月 23 日）
- 刑法第一七七条にいわゆる暴行又は脅迫は相手方の抗拒を著しく困難ならしめる程度のものであることを以て足りる。（最判昭和 24 年 5 月 10 日）
- 所論引用の当裁判所判例は、刑法一七七条にいわゆる暴行脅迫は相手方の抗拒を著しく困難ならしめる程度のものであることを以て足りると判示している。しかし、その暴行または脅迫の行為は、単にそれのみを取り上げて観察すれば右の程度には達しないと認められるようなものであつても、その相手方の年令、性別、素行、経歴等やそれがなされた時間、場所の四囲の環境その他具体的事情の如何と相伴つて、相手

方の抗拒を不能にし又はこれを著しく困難ならしめるものであれば足りると解すべきである。（最判昭和33年6月6日）

- 刑法一七七条は、「暴行又ハ脅迫ヲ以テ十三歳以上ノ婦女ヲ姦淫シタル者ハ強姦ノ罪ト為シ二年以上ノ有期懲役ニ処ス十三歳ニ満タサル婦女ヲ姦淫シタル者亦同シ」と規定し、強姦罪の成立には刑法上その客体を婦女のみに限っていること並びに憲法一四条一項は、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と規定していることは、所論のとおりである。（略）刑法が前記規定を設けたのは、男女両性の体質、構造、機能などの生理的、肉体的等の事実に基き且つ實際上強姦が男性により行われることを普通とする事態に鑑み、社会的、道徳的見地から被害者たる「婦女」を特に保護せんがためであつて、これがため「婦女」に対し法律上の特権を与え又は犯罪主体を男性に限定し男性たるの故を以て刑法上男性を不利益に待遇せんとしたものでないことはいふまでもないところであり、しかも、かゝる事実に基く婦女のみの不均等な保護が一般社会的、道徳的觀念上合理的なものであることも多言を要しないところである。されば、刑法一七七条の規定は、憲法一四条に反するものとはいえない。（最判昭和28年6月24日）

- 児童福祉法三四条一項六号にいう「淫行」には、性交そのもののほか性交類似行為をも含む（略）。（最判昭和47年11月28日）

- 本条例一〇条一項の規定にいう「淫行」とは、広く青少年に対する性行為一般をいうものと解すべきではなく、青少年を誘惑し、威迫し、欺罔し又は困惑させる等その心身の未成熟に乗じた不当な手段により行う性交又は性交類似行為のほか、青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められないような性交又は性交類似行為をいうものと解するのが相当である。（最判昭和60年10月23日）

改正刑法草案（昭和49年5月29日法制審議会決定）〔抜粋〕

（強姦）

第296条 暴行又は脅迫を用いて、女子を姦淫した者は、2年以上の有期徒刑に処する。

- 2 女子が精神の障害その他の理由により抗拒不能の状態にあるのを利用し、又は女子を抗拒不能の状態に陥れて、これを姦淫した者も、前項と同じである。

（強制わいせつ）

第297条 暴行又は脅迫を用いて、人にわいせつの行為をした者は、6月以上7年以下の懲役に処する。

- 2 人が精神の障害その他の理由により抗拒不能の状態にあるのを利用し、又は人を抗拒不能の状態に陥れて、これにわいせつの行為をした者も、前項と同じである。

（幼年者の姦淫・わいせつ）

第298条 14歳未満の女子を姦淫した者は、2年以上の有期徒刑に処する。

- 2 14歳未満の者にわいせつの行為をした者は、6月以上7年以下の懲役に処する。

（未遂）

第299条 前3条の罪の未遂犯は、これを罰する。

（強姦・強制わいせつ致死傷）

第300条 前4条の罪を犯し、その結果、人を傷害した者は、3年以上の有期徒刑に処する。人を死亡させたときは、無期又は5年以上の懲役に処する。

（被保護者の姦淫）

第301条 身分、雇用、業務その他の関係に基づき自己が保護し又は監督する18歳未満の女子に対し、偽計又は威力を用いて、これを姦淫した者は、5年以下の懲役に処する。

- 2 精神障害の状態にある女子を保護し又は監督する者が、その地位を利用して、その女子を姦淫したときも、前項と同じである。

（告訴）

第302条 第296条から第299条まで及び前条の罪は、告訴を待つて論ずる。但し、2人以上の者が現場において共同して犯した第296条から第299条までの罪については、この限りでない。

国際機関の見解

○ 国連自由権規約委員会最終見解 日本（仮訳・抜粋）（２００８年１０月３０日）

C. 主な懸念事項及び勧告

14. 委員会は、刑法第177条の強姦の定義が男女間の実際の性交のみを対象とし、かつ被害者の抵抗が強姦の要件となっていること及び被害者が13歳以下である場合を除き、強姦及び他の性犯罪について被害者からの告訴なくして起訴出来ないことに懸念をもって留意する。また、性的暴力の加害者が往々にして懲罰を受けることを免れていること又は軽い刑しか受けていないとする報告、裁判官が過度に被害者の過去の性関係に焦点をあて、暴行に抵抗した証拠を提供することを被害者に要求するとする報告、改正監獄法及び警察庁の被害者支援のガイドラインの監視・実施が効果的に機能していないとする報告及び性的暴力に関する専門の研修を受けた医師と看護師の不足及びそのような研修を提供するNGOへの支援が不足しているとする報告を懸念する。（第3条、第7条及び第26条）

締約国は、刑法第177条の強姦罪の定義の範囲を拡大し、近親相姦、性交以外の性的暴行、男性に対する強姦が重大な犯罪とされることを確保すべきである。また、抵抗したことを被害者に証明させる負担を取り除き、強姦や性的暴力犯罪を職権で起訴すべきである。さらに、裁判官、検察官、警察官、刑務官に対する、性的暴力におけるジェンダーへの配慮に関する義務的な研修も導入すべきである。

27. 委員会は、少年と少女について13歳と設定されている性交同意最低年齢が低いことを懸念する。（第24条）

締約国は、児童の正常な発達の保護と児童虐待の防止を目的として、少年と少女の性交同意最低年齢を13歳とされる現状のレベルから引き上げるべきである。

○ 国連女子差別撤廃委員会の最終見解 日本（仮訳・抜粋）（２００９年８月７日）

女性に対する暴力

３３．委員会は、刑法において、性暴力犯罪は被害者が告訴した場合に限り起訴され、依然としてモラルに対する罪とみなされていることを懸念する。委員会はさらに、強姦罪の罰則が依然として軽いこと及び刑法では近親姦及び配偶者強姦が明示的に犯罪として定義されていないことを引き続き懸念する。

３４．委員会は、被害者の告訴を性暴力犯罪の訴追要件とすることを刑法から撤廃すること、身体の安全及び尊厳に関する女性の権利の侵害を含む犯罪として性犯罪を定義すること、強姦罪の罰則を引き上げること及び近親姦を個別の犯罪として規定することを締約国に要請する。

関連議事録

専門調査会では、今回の調査検討に当たり、性犯罪対策に係る施策に関連する各国の取組等について各委員や有識者から発表が行われた。以下にその内容を議事録から抜粋して記載する。

I－1－(1)－②－ア 「非親告罪化」関連（P〇）

（韓国）親告罪でございます。

韓国でも、基本的には性犯罪が親告罪になってはいるのですが、もう一つ韓国では反意思不罰罪という制度がありまして、被害者が積極的に処罰を希望しない旨の意思表示をしない限り訴追が提起できるという制度でありますので、告訴がないことによって訴追をあきらめなければいけないということを回避できる制度がつくられております。

この制度は、実は最近できたものではございません。大韓民国になりまして初めてできた刑法が1953年の刑法でありますけれども、このときからもう既に反意思不罰罪が規定されております。この反意思不罰罪に関する研究が過去にほとんどないものですから確認はできていないのですが、いろいろ聞きますと、どうやら日本の刑法改正の中での親告罪をめぐる議論の影響を受けてこういった制度をつくったということのようであります。

その中で、刑法改正仮案とか、日本は戦後暴行罪を非親告罪にしたり、集団で強姦、強制わいせつした場合を非親告罪にしておりますけれども、特に仮案から暴行罪を非親告罪にしたあたりの議論が、どうもこの制度に結び付いているようでございます。

では、こういったものが反意思不罰罪になっているかと言いますと、韓国で反意思不罰罪になっているのに、日本では親告罪になっているものには過失傷害と名誉毀損罪があります。それから日本では親告罪になっていない暴行罪や脅迫罪は韓国では反意思不罰罪になっているということでございます。

そういうふうなことから考えますと、反意思不罰罪は、犯罪がきわめて軽微なものとなっています。反意思不罰罪は、日本で言いますと親告罪の中でも特に軽い、被害の軽微ゆえに親告罪になっているようなものが韓国で反意思不罰罪になっているようなイメージです。

ですから逆に言いますと、韓国ではその被害の軽微性ゆえに親告罪になっているものがかなり少ない。だから、その部分を反意思不罰罪にしてあるというようなイメージとお考えいただければいいのではないかと思います。

ただ、韓国ではこういった反意思不罰罪という制度をつくる一方で、もともと親告罪であったもの、特にこの性犯罪などの非親告罪化といったものを進めてきております。

基本的にまず韓国でこの性犯罪の非親告罪化を進めたのは1994年に性犯罪の特別法をつくったときであります。韓国の法制度の特色はいろいろな犯罪の加重類型を定めたようないろいろな特別法があることであり、ものすごく関係が複雑なのですが、性暴力犯罪という定義がありまして、刑法犯の中にあります性犯罪の特別加重類型といったもの

をいろいろ規定した法律を、一番最初に 1994 年につくるのですが、このときに一定の強姦とか強制わいせつの加重類型のものをすべて非親告罪化しております。

立法趣旨としましては、近ごろ性犯罪というのは非常に強暴化してきている、集団化してきているし、知能化してきているので、これに対応するために非親告罪化したと、そんな簡単な表現があるだけでございました。

特に被害者に対して配慮とかということではなくて、とにかく告訴にとらわれずに適切な対応を取るために制度化したという立法であったようです。その後、現在でありますと児童・青少年の性保護に関する法律、これが 2007 年に全面改正される際に、こういった青少年、19 歳未満の者を言いますけれども、19 歳満の者に対して刑法犯の性犯罪や特定の犯罪を行った者に対しては、従来のように親告罪ではなくて反意思不罰罪とするという立法がなされました。

そのときの法案の要綱のようなものに記載されていますのは、要するに親告罪があるために性犯罪の被疑者が被害者と何とか和解をして処罰を免れようとする事への対策だったようであります。韓国は今でもそうなのですけれども、証人威迫とか、証人に対して何とかアプローチをして自分の無罪を勝ち取ろうというような、そういった問題がかなりあるのですけれども、性犯罪に関しても、被害者の方にアプローチをして、何とか和解することで処罰を免れようとする傾向がすごく強いと言われます。このように犯罪問題が民事の問題に墮してしまっている、そのために性犯罪者に対する適切な処罰といったものを阻害しているので、これは何とか解消し、処罰の実効性を高めるために反意思不罰罪にするのだということが、このときの法案の立法趣旨として掲げられております。

ただ、この親告罪が反意思不罰罪になったということで、どういう影響があったかというのはほとんどわかりません。反意思不罰罪になったのが 2007 年で、施行されたのが 2008 年ぐらいですが、特に起訴率が高くなっているという様子はありません。勿論、青少年に対する性犯罪は性犯罪の一部ですから、そういった影響で出てこないのかもしれませんが、今年たまたま特別な資料が出ていまして、これによりますと特に不起訴理由の中で「公訴権なし」、要するに告訴が得られなかった場合には「公訴権なし」になるわけですが、この動向などを見ていましてその割合が特に下がっているという様子は見られません。

それから、特に 13 歳未満や 19 歳未満の者に対してどういうふう処理されているかという統計があるのですけれども、この 13 歳未満の場合も、起訴率が特に上がっているとか、こちらの 19 歳未満の方も特に上がっていることはございません。むしろ起訴率は下がっているぐらいでございますから、反意思不罰罪化されたことでどういう影響が出たかといったことは、これを見ただけで勿論わからないのですけれども、それでもだからといって何か多く起訴がなされるようになったという動向は統計を見る限りはありません。

更に、2010 年には同法の改正によって、児童という表現が入りましたけれども、同じ 19 歳未満ですが、こういった刑法、特別法の性犯罪が更に今度は非親告罪になってきておりますが、その影響は、2010 年に改正されたばかりですので、今後どうなるかということはまだ様子としてはわかっていない状況であります。

韓国では青少年に対する性犯罪を最終的には非親告罪化しているわけでありますがけれども、韓国での議論の中心は、やはり犯人に対する適切な責任追及と再犯防止ということが強く言われているようであります。特に、韓国の性犯罪の告訴率は、大体 10% ぐらいではないかというふうに言われておりまして、犯人を逃してしまっているということから非親告罪にする必要があるということは、先ほどの立法趣旨にも出ておりましたけれども、こういうことは非常に強く言われておりますし、勿論被害者の方が告訴するかしないかの選択をする負担だとかいうようなものを解消する必要があるということも言われております。

韓国などでは、こういった親告罪があっても、その被害者のプライバシーとか名誉とかは十分に侵害されていると言われることがあります。要するに告訴をしないことによって被害者がまた何かそこで疑いの目で見られるということがあったりとかするので、親告罪があろうがなかろうが被害者の名誉というのは守られていないということなので、それはきちんと別のところで守るとして、犯罪者の適切な処罰のために親告罪を廃止すべきだと言われてしています。特に韓国の女性団体は、長年にわたって性犯罪の親告罪を廃止すべきだと主張してきているのですが、現在までこれが実現しているのは、特別法の方の加重類型のものと青少年を対象とした性犯罪に限られているという状況であります。

(第 63 回 太田達也慶應義塾大学教授)

I-1-(1)-②-ウ～オ 「構成要件の見直し」関連 (P○)

構成要件の見直しについて考えていきたいと思います。そこで、どのような方向性で改正を行っていったらよいのか、すでに法改正に取り組んでいる諸外国の例を比較しながら考えていきたいと思います。

その前に諸外国の実態を見てみましょう。なぜこの 3 つの国を取り上げたかという点、一番の理由は日本語の文献があったからなのですが、フランスの場合は、女性の人権が高い国と言われていています。2003 年、イギリスは性犯罪法の大きな改正が行われました。また、ドイツは 1990 年代より、性犯罪についてはいろいろな形でたびたび改正を行っております。以上のような理由から参考になるかと思いついてこの 3 か国を例に選びました。さて、いずれの国も日本よりも高い認知件数を示しております。2004 年、フランスは 1 万 506 件、イギリスは 1 万 2,903 件、ドイツ 6,000 件、日本の 2,176 件と比べますと、非常に多い形になっていると思います。

これらの国々が、単純に我が国より強姦の件数が多いことを意味しているわけではありません。

これらの国々は、実は法改正を通して、強姦事件の暗数を減らし、認知件数を引き上げていくことを目的としていたのです。

すなわち、各国は、強姦罪を適正に処罰し、被害者の救済を図っていくためには、事件の顕在化こそが何より必要であるという点で、いずれの国も共通しております。特に、親密な間柄や顔見知り、未成年を被害者とする事案は、潜在化しやすいという認識に立って、

これをいかに顕在化し、適正に処罰していくかという観点から、構成要件の見直しや法改正が行われているといっても過言ではないでしょう。そして、まさにこうした取組は模索中であり、完璧とは言えないまでも、そのことがこうした認知件数の増加につながっていると言えるのではないかと思います。

さて、この3か国の共通のポイントは、以下のとおりです。

まず、強姦の定義の見直しであります。第2点目が児童、弱者の保護であります。第3点目が職業上の権限を有する者、あるいはその権限を乱用することによって行った行為、あるいは親が子にふるった行為のように、一見暴力も脅迫もないような場合をどうやって顕在化していくことができるかということでありました。

まず、強姦の定義ですが、いずれの国も、強姦、イコール性器の膣への挿入という我が国のような定義ではなくなっております。被害者の尊厳を傷付けるという観点から、肛門、口、身体への挿入を行ったり、行わせたりすることも強姦類似行為として強姦と位置付けています。

いわゆる日本で言うところの強制わいせつに当たるようなものも、この強姦の中に入ることになります。そして、この結果、ジェンダーニュートラル化されることにもなります。さらに、同性間での強姦も成立可能となります。我が国においてもまず取り組むべきことは、強姦の定義をどうするかということであると思います。

ただ、ジェンダーニュートラル化することがいいとは直ちに言えないことも、また事実であります。実はスイスの例では、法改正、ニュートラル化が行われつつも、強姦罪は女性の被害者としていまだ位置付けられているようです。やはり妊娠という可能性がある以上、強姦を女性にすることのメッセージ性、象徴的な意味はあるのではないかと思いますとも言われているところです。

第2に、児童・被害者の保護が鮮明化されています。これは、もう一つの権限のある場合の強姦を法定刑化していくこととつながることでもあります。尊属や権限を行使できる立場にある者によって行われる場合は、加重される。被害者が同意年齢に達していない場合、同意がなかったことを要件としなかったり、年齢の認識を必要としないなどの規定も設けています。

第3に、強姦は合意の有無、内心の問題をどう立証していくかということが難しい問題であります。とりわけ疑わしきは被告人の利益にという大原則がある以上、実際には目に見えない圧力があつたとしても、明示的な暴行や脅迫がない場合には、有罪を獲得することはなかなか難しいです。

では、この問題について、各国はどのような対応をとっているのでしょうか。強姦は、意に沿わない性行為、すなわち内心の問題を判断していくのがポイントとなります。この点については法の中にできるだけ類型化し、更にその一つの行為類型を細分化し、基本となる行為類型に加重していくという形をとることによって克服しようという試みがなされています。つまり、想定され得る状況を条文の中に取り込むことを試みています。そして、その客観的状況が立証された場合には、被告人側に合意の立証責任を負わせるという形を

とっている場合もあります。

例えばイギリスでは、被害者が誘拐された場合と、同意を与えていない可能性が高い場合で性的行為が行われた場合は、被告人が同意したことを立証するようにすべきとしています。つまり、一定の客観的な条件がそろった場合には、被告人が性的行為の同意があったことの立証責任を負わなければならないという形をとっているのです。このように、各国の法改正に共通することは、強姦罪における暴行・脅迫が非常に厳格に解釈され、被害者の同意が容易に認められやすい点の改善にあります。

(第 61 回 宮園久栄東洋学園大学教授)

I－1－(1)－②－ウ 「構成要件の見直し（「暴行又は脅迫を用いて」要件）」関連（P○）

例えばイギリスの性犯罪法などでは、基本的に同意の有無が非常に重視されているようなのですが、特に知り合いの間でのこういう事件が増えたということに伴って、同意がなかったことの立証が難しくなって、つまり、同意があったか、なかったかの立証が難しくなって無罪となる例がむしろ増えてしまったというような報告もあるようです。もし、この問題を解決するために何か手当てが必要だとすると、かなり詳細な同意についての規定を設けなければいけないというようなことが要請されるのかなと思います。実際にイギリスでは、同意の要件についてかなり問題が起きてしまったので、2003 年に新しい法律ができたようです。そこでは、同意がどういう場合にあるのかというのをかなり詳細に規定していると伺っています。

(第 62 回 木村委員)

I－1－(2) 「証拠の採取と保全」関連（P○）

II－1 「ワンストップ支援センターの設置促進等」関連（P○）

韓国のワンストップ支援センターについては、現在、韓国では 16 か所、このワンストップ支援センターと言われるものが設置されております。基本的には自治体、市か道と、警察、病院が提携を結ぶ形で運営しており、ただ、実際の事業の性格としては、市や道、いわゆる自治体の委託事業という形で実施をしているようでございます。

予算は、女性家族部の国家予算と、市道の自治体の方の予算というものをを用いて実施しているようです。警察の方は、主として警察官を常駐させるという形での提携の内容になっております。

日本でも、このワンストップ支援センターが望まれているという話もございましたけれども、そのことを意識しますと、こういった 16 か所がどういうところなのかということを見ておく必要があるかと思ひまして、その内訳を見てみます。

ちょっとこの部分は不正確な部分がございますので、若干留保させていただきたいとは

思うのですが、私がカウントした限りでは、大学病院の中に設置されているのが5例、警察病院が1、ここまでは間違いないのですが、その後、恐らくこの中の私立病院が2つ、残りが国公立関係の病院だろうと思われます。ただ、最後の部分は若干不正確なところがあることは御承知おきいただければと思います。

基本的には女性家族部の方の指針に基づきまして運営されておりますので、ある程度全国的な共通性はあるのですけれども、本日は、ソウルに最初にできましたワンストップ支援センターの実例をお話ししながら、このセンターの活動状況について御紹介をしたいと思います。

ソウル市立の病院が、ソウル大学の医学部に運営を委託しているのですけれども、この中にワンストップ支援センターが設置されております。

もう一つは、最近、韓国には女性・児童の性被害者を中心にワンストップ的な支援を行うひまわり女性児童センターといったものが全国6か所でできておりまして、この1つも、もう一つソウル大学の方の病院があるのですけれども、こちらの方にもひまわり女性児童センターというものが入っております。

ワンストップ支援センターの方の支援対象は、そこに掲げております性暴力・DV・校内暴力・性売買の被害者ということになっておりますけれども、実際にはほとんどが性暴力の被害者を中心に支援を行っております。校内暴力につきましては、最近、教育省、日本でいいますと文部科学省に当たるところが、We センター、「我々」の「We」というものを設置しているようでありまして、こちらの方がほとんど担当しているために、ワンストップ支援センターでは余りケースがないということのようでございます。

支援の内容は、そこに1番から5番まで書いてある内容でございます。最も重要となるのが、最初のインテイク、相談から始まって医療支援、捜査支援、それからその後の継続的支援になりますと法律支援とか、他機関への連携というふうな支援活動を行っております。

ワンストップ支援センターでありますので、24 時間 365 日体制で支援を提供することができるようになっております。訪問相談も予約は全く不要でありますけれども、ただ、インターネット、電話でも予約が可能になっています。

ただし、実際には、被害者が警察の方に行って、警察の方からこのワンストップ支援センターの方に治療と証拠採取のために送られてくるということのケースの方が多いということでございます。

実際の手続きの流れは、最初に相談室の相談員の方が話を聞いて、そして医療的な支援が必要だということになりますと、直ちに救急治療が行われます。これは24 時間体制でできるようになっております。婦人科関係に関しましては、この病院の中の産婦人科の医師が24 時間体制で対応できるようになっておりまして、センターの方に医師が行って救急的な治療に当たるということになっておりますし、更に追加的な検査も可能であります。続きまして、犯罪事件の場合には、その被害者に対して事情聴取を行ったり証拠採取などを行う必要があるわけでありまして、最初に警察の方で事情聴取が行われている場

合は、わざわざこのセンターの方で行うということはありませんけれども、直接このセンターの方に相談に来たりした場合でありますとか、更にこの事情聴取を録画する必要がある場合などや証拠採取する必要がある場合にはこちらのセンターに送られてくるということになっております。

事情聴取として、被害者の方から供述を取るわけでありまして、現在法律が改正されまして、19歳未満の者と障害者に関しましては、必ずこの事情聴取の全内容を録画しなければいけないと義務づけられております。これ以外のものに関しましては、録画することは義務ではないのですけれども、本人の同意に基づいて録画することは可能であります。ただ、実際には余りそれほど多くないということのようであります。

それから、新たな動きといたしましては、今年の1月から16歳未満の児童とか障害者に対する性犯罪事件の場合には、速記者が入って供述を速記していくという体制が全国のワンストップ支援センターで整えられております。事情聴取は、センターに常駐しております女性の警察官が行うことになっているわけでありまして、日本の警察の事情聴取と違いまして、日本の場合はずっと、例えば被害者の方からいろいろお話を聞いて、ある程度全体のイメージがついてから調書に起こしていくということをやりますけれども、韓国の場合は一問一答式で、質問に対して答えというふうに書いていくものですから、それを全部パソコンで同時に作ってしまいます。そのため結構時間がかかるものですから、子どもには非常に負担がかかります。時間が長くなるということと、どうしても話の流れを遮るために、とにかく子どもが話す内容を録画すると同時に、速記者に全部その場で速記に起こしていってもらうという制度を始めております。

女性家族部から資料が出ているのですけれども、速記者は現在全国で259人指定されて、対応が行われているということのようであります。

それから、次に証拠採取が必要だという場合には、先ほど言いましたように、センター内に治療室がございまして、病院側の医師が来て、後からお話しします、性暴力応急キットというのが韓国での正式な名称ですが、いわゆる通常レイプキットと言われるものがありますけれども、これで採取をするということになっております。基本的に看護師さんが立ち会い、警察官は、女性警察官ですが、採取に立ち会うことはしないということでございます。この応急キットについては、また後ほど話をさせていただきます。

法律支援などそのほか支援については、このワンストップ支援センターは、あくまでも被害後の早い段階での支援が中心なものですから、その後更にシェルターだとか、カウンセリングだとか継続的な支援、経済的な支援というものが必要な場合には、韓国には性暴力相談所とか、性暴力保護所、保護施設のことで、そういった法律に基づく指定された施設が全国にたくさんあるものですから、そういうところに連携をしていくことになります。経済的な支援が必要ならば、女性家族部や法務省の方の制度がございまして、そういったところから、いわゆる日本で言うところの給付金でありますとか、治療費の支援制度ができておりますので、こういったものにつなげていくということになっております。スタッフは、そこに掲げてあるとおりでございます。女性警察官が4名、24時間体制でシ

フトで動いておりますし、相談員も4名でシフトで体制を取っております。

それから、新しい動きといたしましては、そのスタッフの2番目に書いてございます、そのまま訳せば「児童・障害性暴力被害者事情聴取専門家」となり、これは韓国語をできるだけ日本語に近い形で訳したものですけれども、こうした制度が昨年から導入をされております。

これは、一定の有資格者に対して研修を行って、それを全国のワンストップ支援センターやひまわりセンターに配置をし、実際に被害者から事情聴取を行うときに、その事情聴取をモニタリングする担当者です。この方が直接聞くわけではなくて、女性の警察官が事情聴取をするときに、その様子をハーフミラー越しに外からモニタリングをするというような役割を担う人材が新しく導入されております。

司法面接という技術がありますけれども、韓国にはまだ司法面接という資格制度がございませんし、余り司法面接という言い方はしないのですけれども、実質はそれに近いものだというふうにお考えいただければよろしいのではないかと思います。心理学とか児童学、社会福祉学など一定の関連領域で修士号か博士号を持っている者が、一定年数の実務経験を経た後に、女性家族部が委託をしていますある団体の研修を100時間、更に実習8時間受けるということで、この事情聴取専門家というものの指定を受けるという制度が昨年から始まりました。女性家族部の資料によりますと、これまで2回の修了者が出ているのですけれども、第1回目の修了者は19名、うち警察官が9名、残りの10名がこのワンストップ支援センターの方やひまわり児童センターで勤務する者となっているということでございます。

ワンストップ支援センターでの費用に関しましては、被害者の方には負担は一切ございません。センター内でもそうですし、それから、センター内では産婦人科の診療は受けられるのですけれども、それ以外の、例えば怪我をしているとか、内科や外科の治療が必要な場合には、その病院の各部署で治療を受けることができますけれども、その費用も被害者は一切負担しなくていい。病院内での治療はセンターの方が別途病院に支払うということで、センターの予算でその治療費を負担しております。

これまでの実績、全国的な統計はまだ見たことがないのですけれども、例えば、ソウルで言いますと、年間約1,000名の方に対して相談を行っているとのこと。ただ、昨年はソウルにもう一つワンストップ支援センターができた関係で、若干減って750名ぐらいの者がこのポラメのワンストップ支援センターで支援を受けたということですので、かなり人数としては実績を上げていていると考えられます。

外観だけ見ていただきますと、ソウルのセンターは非常に大きな病院に入っております。大学病院や警察病院はみんな大規模な病院、その中に入っている状況になっています。韓国の場合は道に分かれているのですけれども、各道ごとにワンストップ支援センターが散らばっている形になっております。現在16あります。

この写真は、病院から入ってすぐの入り口のところでありますけれども、入口のところにワンストップ支援センターといった案内が書いてありますので、被害者からわかりやす

くなっております。このエスカレーターをそのまま上がりますと、すぐにここにワンストップ支援センターがあります。一般の人はこれを見ても何のことかさっぱりわかりませんが、そういった点ではアクセシビリティが非常にいいのですけれども、逆に言いますと、そこに入ることが非常に目立つことになります。ここがどういうセンターかわからなければ別に入っても気にならないのかもしれませんが、そういった点で工夫も必要だろうかというふうな気がいたします。

香港のワンストップ支援センターも随分昔見たことがあるのですが、そこはこういう大きな大病院の最上階にあって、そこには基本的には誰も上がってこないというところに設置されていました。そういうところが随分違います。診療の窓口がこちら辺にございます。

これは事情聴取を行うところで、同時に録画ができるようになっています。これはハーフミラーとなっており、先ほど言った事情聴取の新しくできました有資格者がここからモニターをしております。

これは診察室で、証拠採取もこちらの方で行われます。

これは、レイプキットの様子であります。

韓国の場合には、例えば、保護所という言い方をしますがシェルターですとか、性暴力の相談所といったところも、心理カウンセリングなどいろいろなことをやっており、こういったものが全国に数百か所設置されていますので、こういうところと非常にうまく連携が取られています。

それから、証拠採取キットといったものがこのワンストップ支援センターに常備されております。

センター以外にも、後からお話ししますが、韓国では指定された医療機関の中にはすべてこのレイプキットが常備されておりますが、少なくともワンストップ支援センターに行けば、こういった適切且つ確実な証拠採取が行われるようになっております。

それから、国立科学捜査研究所、日本的に言いますと科学警察研究所との連携も取られておりまして、証拠採取が終わった後、直ちにそちらの方に資料を送って鑑定を行い、必要であればDNAのデータベースに登録するというルートもきちんとできております。

更に、まだ国家資格ではないものの、こういった司法面接類似の研修制度といったものを設けて、全国のワンストップ支援センターに配置を進めていこうとしております。

性暴力応急キット、レイプキットの方でございますけれども、今、少しお話しさせていただきましたが、これは警察や法務省の方ではなくて、女性家族部の方ですべて管理・配付をしております。予算もすべて女性家族部の予算でやっております。年間大体3,500から4,000個ぐらいを製造して配布をしております。なくなれば補充するという形で送っているそうでありますけれども、私の大学の大学院で勉強しておりました、その一番下に書いております韓国警察庁の洪章得さんという方を通じまして、向こうの警察や女性家族部などでいろいろ調べてもらったのですけれども、この数は大体1年で消費されてしまうということです。毎年、女性家族部の方でまた作っては全国に配布するというをやっ

ているようです。

レイプキットはワンストップ支援センターに置いてあるのですけれども、これ以外の女性家族部が指定した全国 327 の医療機関、国立病院などの病院やワンストップ支援センター、ひまわり女性児童センターなどの機関に常備されておりまして、そちらの方で証拠採取が可能になっているとのことでした。

法的根拠の方も調べてもらったのですけれども、勿論、法律レベルの規定はございません。ですので、女性家族部の方の施策やマニュアルなどで実施をしております。正式な名称はまだ確認していませんが、資料に書いてありますようなマニュアルや施策に基づいた運用であるとのことでした。

最後に手続ですけれども、先ほどお話ししましたように、病院もしくはワンストップ支援センターであればワンストップ支援センター内の診療室で医師が採取をして、看護師が立ち会う、そして資料を国立科学捜査研究所という、行政安全省というところが所管をしておりますが、警察に近い機関でありますけれども、こちらの方に送って、そこに遺伝子鑑識センターというのがありますけれども、そちらの方で鑑定をして、回答がワンストップ支援センターに戻ってきます。戻ってきてそれを捜査機関の方に提出をして、警察の方は捜査をするときに捜査記録に編綴して、検察官に送付をし、勿論起訴されればそれを証拠として提出するということになっているとのことでした。

その資料の方は、ワンストップ支援センターの方に送り返して、そこで保管するということになっているようでございます。更に、キットから資料が採取できた場合には、国立科学捜査研究所内に DNA データベースというのが構築されておりますので、こちらの方に登録されます。韓国で 2 つ DNA データベースが運用されていまして、検察庁の方と、国立科学捜査研究所の方の 2 つございますけれども、こちらのワンストップ支援センターの場合には、国立科学捜査研究所の方のデータベースに登録されるということでございます。

(第 63 回 太田達也慶應義塾大学教授)

Ⅲ 「加害者に対する対策の推進等 ～ 総合的な再発防止対策の推進」 関連 (P○)

どのように性犯罪を予防するのかということですが、一般的にこの話題が出ますと、まずアメリカのメーガン法が議論の対象になるわけでありまして。これはニュー・ジャージーで制定された法律なのですけれども、1994 年に性犯罪のたしか前科 2 犯のある犯人が出所後にあるところに住んでいた。その隣の家に 7 歳になるメーガン・カンカちゃんという女の子がいて、犯人が子犬を見せてあげると言って、この女の子を自分の家に誘い込んで強姦の上殺害したという事件がきっかけであります。

隣の家にそのような者が住んでいることを知っていれば娘を近づけることはなかったという両親の悲痛な叫びが 3 か月後には法律になりまして、いわゆるメーガン法が制定されることになったわけです。性犯罪で前歴のある者が刑務所に入る。出てきたときに、住所であるとか身体的な特徴であるとかといったことを警察に登録する、大ざっぱに言うとそ

ういう制度なのですけれども、性犯罪者のそういった情報を登録しておく制度とはそれより前からあったのですけれども、メーガン法の特徴は、それをコミュニティに、その地域社会に情報を知らせるところにあります。

その後、各州で類似の法律が制定されたのですけれども、具体的には地域社会に伝えると言いましても、大ざっぱに情報を流すわけではありませんで、例えばニュー・ジャージーでは危険性を3ランクに分けます。レベル1、2、3と分けまして、レベル1の者、一番危険性が低い者については、これはたとえば保護観察を受けている人々ですとか、またセラピーを受けている人であるとか、職業を持っている人、こういう人たちについては被害者と警察への情報の告知にとどめ、レベル2になりますと、これは再犯の低い危険があるとみなされるグループで、学校だとかサマーキャンプを実施する民間団体だとかに通知の範囲が広がります。このカテゴリーには、無職だったり、飲酒癖があったり、保護観察の条件に服さないとか、児童を付け回すといったカテゴリーの人々が入ります。

一番危険である、例えば常習的な犯罪者であったり、セラピーを拒んだりするという類型になりますと、地域社会全体にポスターやパンフレットで情報が告知されるということになっているわけです。

これがニュー・ジャージーの法律なのですけれども、今、各州でそのような法律があり、更にその各州の情報をネットで検索することもできるという法律が制定されておりまして、少しご紹介いたします。

このアドレスに行きますと、まずこういう画面に来ます。被害者の名前が付いた法律なのですが、その法律でもってこのウェブサイトが立ち上がったのです。こういう画面が出て、この「Public Registry sites」のタブへ行くと、全米の各州のリストが出ます。それぞれリンクが貼ってあって、例えばアラバマのレジストリーのサイトに行きたければ

「Alabama」へ行きますと、アラバマのサイトが出る。そういう具合になっています。

「Search」というところへ行きますとこの画面が出まして、ここに使用条件、そこに挙げられている情報をみだりに使用してはならないというような条件がずっと出ているのです。そこに同意しますと、ここに見えているコードを入れなさいという画面が出ます。コードを入れます。

そうすると、全米のサイトを検索する画面が出ます。ここに名前をそれぞれ入れるわけです。ここでは私は一番一般的なボブ・スミスというのを入れます。そうすると、検索に引っかかるものがずらっと出てまいります。全米のその名前でヒットする人々がここに出てきます。写真があるものとなないものというのは、それぞれの州の運用の仕方が違うからです。ここに大ざっぱな情報がずっと出るわけなのですけれども、いろんな名前と呼ばれているというので名前がたくさんありまして、住所がざっと出るわけです。更に知りたいという場合には、それぞれ名前をクリックするわけです。任意の何人かをクリックすると、それぞれの州のサイトに行きます。これはミズーリのサイトのある人物の情報です。テキサスのサイトへ行きますと、顔写真付き、やはり名前があって、リスクレベルは中程度、どのぐらいの頻度で登録しなければいけないとか、性別があり、白人である、身長、体重、

髪の毛の色、眼の色とかという情報が並んでいるわけです。どこで何をやったというようなことが書いてあって、住居の情報が書いてあるというようなことになっているわけであります。

テネシーに行きますと、人種、性別等々がずっとある。ホームアドレスなども書いてあるというようなサイト。メーガン法をベースにしてそれを全米の情報登録システムにしているということなわけです。

しかし、個人情報をおのうに、しかも自分の前歴があるということをお登録しなければいけない。登録しないと、その登録しないという行為が今度は処罰されるという法律ですので、やはり合憲性があるのかないのかが議論されておりますが、細かい議論はいろいろありますけれども、一言で言いますと、登録の義務づけというのは刑罰そのものではないということをお理由に合憲であるとされております。

また、前歴者のプライバシーの保護はどうなるのだという点については、それよりも公衆の保護を優先するのだといわれます。

しかし、近年になりまして、このような法律で公衆を保護する効果があるのかないのかということについての実証的な研究が示されました。それによりますと、一言で言いますと、効果はないという結論であります。もともとこのような法律は、先ほど法律の制定の経緯を話しましたがけれども、隣にそのような人がいることを知らなかったということが契機で制定された法律ですから、これは近親間とか保護者による犯罪についてはもともと効果を持っているものではありません。

ニュー・ジャージーで行われた研究によりますと、法制定前まで性犯罪の発生率は逡減の傾向にあったということなのですが、その減り方が著しくなったかということそうではない。前から犯罪の発生率が減ってきている、その傾向に変化はない。2度以上逮捕された者ですとか、被害者の数にも法の制定前後で変化はない。有罪の言い渡しを受けた者の収監期間が長くなったとか短くなったとかということについても変化がない。

そもそも先ほど申しましたように、被害者、加害者間に親族関係や既知の関係があるという事案が多いということで、もともとこれによる効果というのは少ない。一方で、登録するためのコストが多くかかると言われておりますし、何よりも登録情報の正確さに疑問があるとも報告されております。

一方、ここに登録された人々の失業ですとか住居探しについて困難が伴う。家族を含めて嫌がらせ等々を受けるというような経験が報告されているということでありまして。イギリスでもたしか2000年ごろにある事件をきっかけにこのような法律の制定が議論されたことがありますけれども、ここで挙げられているような失業ですとか住居探しが困難であるとか、帰ってきてその場所に住めなくなってしまうということをお懸念して、イギリスではこのような法律はつくらなかったという経緯があります。ただ、勿論、法執行機関が情報を把握しているということはお行われているようでありまして。

以上がメーガン法についてでありまして、もう一つ、GPSによる監視。日本でも今、宮城県と大阪でその導入が検討されているようです。

GPS というのは大体こういうような装置ですというのをネットから拾ってきてみました。大体大きさとしてはこんな感じのものを足首に付けて、この四角の大きい物が自宅なり何なりに置いてあって、これで電波を拾って基地と通信する、あるいはGPS であれば衛星と通信するという仕組みになっているものであります。

アメリカではいろんな州で行われているということのようでありますけれども、フロリダでは1988年以来、GPS ではありませんでラジオ波を使った人の行動の監視システム、これはRFと言われているようですが、それが用いられていて、衛星を使ったシステムができたのが1997年だそうです。2009年6月末現在で、日本で言うと保護観察などをイメージしていただくといいと思いますが、観察処分に付されている人が14万3,191人いまして、そのうち1.7%の人々にこれが装着されているということであります。

中か高程度の危険を有すると判定された者が対象です。使用目的は性犯罪に限定されません。裁判を待っている人々、裁判が終わった人々で収監する代わりにこれを付けて自宅、要するに社会で活動ができるようにしてやるという目的に用いられたり、釈放した後で保護観察などをした場合には、対象者の所在確認をする必要がありますけれども、それに用いたり、あるいは保護観察の条件があります。特定の場所に行ってはいけないとか、学校に近づくなとかといったこと、その際にどこにいるかがわかる、あるいはドメスティックバイオレンス等で接近禁止命令などが出ますと、近づいてはいけない人や家に近づいてるとかいないとかということをもっと把握することができるわけです。

これについても2001年から2007年の5,034人と、併せて保護観察官にインタビューした調査結果がありまして、それによりますと保護観察等の遵守事項違反は31%減少したという結果が示されています。もしこの装置を使わないと、この5,034人のうち3分の1は収監されていなければならなかったはずだそうで、そうすると収監費用がかかりますけれども、GPSは費用がその6分の1程度で済むということです。

一方、装着している者にインタビューして聴きますと、これを付けていることによって、子どもを含めて近親者、友人等々との関係が微妙に変化する。よそよそしくなったとか、子どもが腕時計のようなものを足に付けて見せて、自分はパパみたいでしょうと言ったとか、付けていることで不当に恥をかかせられているとか、レッテルを張られているというような意識を持つとか、就職上の困難を経験したとか、州によっては費用を本人に負担させるということもあるようで、その費用が大変だと。もう一つは、信号障害でもって誤警報が出るということもあるようであります。そのような不都合が報告されております。

法執行官はそのような目的を達成するための補助装置としては大変有効であると考えているけれども、対象者と直接面談して、例えば保護観察官が定期的にその対象者に会って遵守条件を守っているかどうかを直接会って確かめることに代替するような制度であるとまでは考えていないということであります。

以上、GPS についてのアメリカの報告書がありましたので、その内容をかいつまんで御紹介いたしました。

(第62回 小木曾委員)

諸外国における性犯罪に関する規定

※ 2008 年法務総合研究所研究部報告 38「諸外国における性犯罪の実情と対策に関する研究—フランス、ドイツ、英国、米国—」（http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00003.html）を基に作成したもの

1 フランス

フランスでは、基本的に、性犯罪に関する構成要件、法定刑等については刑法が規定している。刑法に規定されている主な性犯罪の類型の一つに「性的攻撃」がある。性的攻撃は、「暴力、強制、脅迫又は不意打ちをもって実行するすべての性的侵害」と定義され、強姦、その他性的攻撃及び性的ハラスメントの三つの罪種に区分される。また、15歳未満の児童に対する強姦等については、刑の加重規定が設けられている。

○ 性的攻撃の罪名及びその類型

条文	罪名	定義	
222-22	性的攻撃	暴力、強制、脅迫又は不意打ちをもって行うすべての性的侵害	
性的攻撃の各罪名（類型）		構成要件	法定刑
222-23	強姦	暴力、強制、脅迫又は不意打ちをもって行う、他人に対するあらゆる性的挿入行為	15 年以下の拘禁刑
222-24	強姦（刑が加重される場合）	① 身体の切除又は永久的な機能喪失をもたらした場合 ② 15 歳未満の少年・児童に対する強姦 ③ 年齢、病気、身体的・精神的な欠陥性等により、特に保護されるべき弱者であることが明白又はそのような状況を知った上で行った強姦 ④ 尊属者又は被害者に対して権限を行使できる立場にある者によってなされた強姦 ⑤ 職業上の権限を付与された者がその権限を濫用することによって行った強姦 ⑥ 主犯又は共犯として複数の者によって行った強姦 ⑦ 武器を使用又は武器による威嚇によって行った強姦	20 年以下の拘禁刑
222-25	強姦致死	強姦により被害者を死に至らしめた場合	30 年以下の拘禁刑
222-26	拷問又は残虐な行為を先行行為等とする強姦	拷問又は残虐な行為を強姦に先行し、又は強姦時に若しくは強姦終了後に行った場合	無期刑

222-27	その他の性的攻撃（強姦以外の性的攻撃）	強姦以外の性的攻撃	5 年以下の拘禁刑 7 万 5 千ユーロ以下の罰金
222-28	その他の性的攻撃（刑が加重される場合その 1）	① 傷害又は医学的に器質機能不全をもたらした場合 ② 尊属者又は被害者に対して権限を行使できる立場にある者によってなされた性的攻撃 ③ 職業上の権限を付与された者がその権限を濫用することによって行った性的攻撃 ④ 主犯又は共犯として複数の者によって行った性的攻撃 ⑤ 武器を使用又は武器による威嚇によって行った性的攻撃	7 年以下の拘禁刑 10 万ユーロ以下の罰金
222-29	その他の性的攻撃（刑が加重される場合その 2）	① 15 歳未満の少年・児童に対する性的攻撃 ② 年齢、病気、身体的・精神的な欠陥性等により、特に保護されるべき弱者であることが明白又はそのような状況を知った上で行った性的攻撃	7 年以下の拘禁刑 10 万ユーロ以下の罰金
222-30	その他の性的攻撃（222-29 条に規定する類型についてさらに刑が加重される場合）	① 傷害又は医学的に器質機能不全をもたらした場合 ② 尊属者又は被害者に対して権限を行使できる立場にある者によってなされた場合 ③ 職業上の権限を付与された者がその権限を濫用することによって行った場合 ④ 主犯又は共犯として複数の者によって行った場合 ⑤ 武器を使用又は武器による威嚇によって行った場合	10 年以下の拘禁刑 15 万ユーロ以下の罰金
222-31	その他の性的攻撃（未遂に関する規定）	222-27 条ないし 222-30 条により規定される性的攻撃（軽罪）の未遂は同じ法定刑により処罰	
222-32	その他の性的攻撃（性的露出行為）	公衆がアクセスできるような場所において、他人に視覚される性的な露出行為	1 年以下の拘禁刑 1 万 5 千ユーロ以下の罰金
222-33	性的ハラスメント	性的な満足を得る目的で他人にしつこく嫌がらせをする行為	1 年以下の拘禁刑 7 万 5 千ユーロ以下の罰金

注：重罪にあたる第 222-23 条ないし 222-26 条の未遂は、第 121-4 条第 2 項により同じ法定刑で処罰される。

○ 未成年者に対する危険状況の作出（一部の条文）

条文	罪名（類型）	構成要件	法定刑
227-25	未成年者（15 歳未満）に対する性的侵害	成人により、暴力、強制、脅迫、不意打ちのいずれかの手段も用いることなく、15 歳未満の少年・児童に対して行われた性的侵害行為	5 年以下の拘禁刑 7 万 5 千ユーロ以下の罰金
227-26	未成年者（15 歳未満）に対する性的侵害 (227-25 条に規定する類型について刑が加重される場合)	227-25 条により規定される性的侵害の刑が加重される場合の行為 ① 尊属者又は被害者に対して権限を行使できる立場にある者によってなされた場合 ② 権限を付与された者がその権限を濫用することによって行った行為 ③ 主犯又は共犯として複数の者によって行った場合	10 年以下の拘禁刑 15 万ユーロ以下の罰金
227-27	未成年者（15 歳以上 18 歳未満の者及び婚姻による後見の解除が未だない者）に対する性的侵害	暴力、強制、脅迫、不意打ちのいずれの手段も用いることなく、15 歳以上の未成年者及び婚姻による後見の解除が未だない者に対する性的侵害行為 ① 尊属又は被害者に対して権限を行使できる立場にある者によってなされた場合 ② 権限を付与された者がその権限を濫用することによって行った行為	2 年以下の拘禁刑 3 万ユーロ以下の罰金

2 ドイツ

ドイツでは、ドイツ刑法典に性犯罪を処罰する規定を置いており、一連の性犯罪規定の保護法益は、「性的自己決定権」であるとされている。性的強要を基本的な罪とし、その加重類型の構成要件を細分化して規定していること、強姦を性的強要の加重類型の一つとして位置付けていることなどが特徴である。

また、刑法は、14 歳未満の者との性的行為をその者の同意の有無にかかわらず全面的に禁止しており、これについて児童に対する性的虐待の罪という独立した規定を置いている。

○ 性的強要・強姦

条文	罪名	構成要件	法定刑
177 条 1 項	性的強要の罪	他人に対し、①暴行を用いて、②生命若しくは身体に対する現在の危険をもってする脅迫により、又は	1 年以上 15 年以下の自由刑

		③被害者が保護されずに行為者の働き掛けにさらされている状況を利用して、行為者若しくは第三者の性的行為を甘受させること又は行為者若しくは第三者に性的行為をすることを強要した者	犯情があまり重くない事案 6 月以上 5 年以下の自由刑
177 条 2 項	強姦・共同行為 (性的強要の加重類型)	性的強要のうち、①行為者が被害者と性交を行い、若しくは特に被害者の身体への侵入を伴う場合のように被害者を著しく辱める類似の性的行為を被害者に行い、若しくは被害者をして自分に対し行わせたとき (強姦) (1 号)、又は②犯行が複数の者により共同で行われたとき (2 号)	2 年以上 15 年以下の自由刑
177 条 3 項	危険な行為態様 (性的強要の加重類型)	性的強要のうち、①行為者が、凶器若しくはその他の危険な道具を携帯していたとき、②暴行又は暴行を加える旨の脅迫によって他人の反抗を阻止し若しくは排除するために、その他の道具若しくは手段を携帯していたとき、又は③犯行により被害者に重い健康障害が生じる危険をもたらしたとき	3 年以上 15 年以下の自由刑 犯情があまり重くない事案 1 年以上 10 年以下の自由刑
177 条 4 項	特に危険な行為態様 (性的強要の加重類型)	性的強要のうち、①行為者が、犯行に際して、凶器若しくはその他の危険な道具を使用したとき、又は②被害者が、a 犯行の際に身体的に著しい虐待を受けたとき、若しくは b 犯行により死亡する危険がもたらされたとき	5 年以上 15 年以下の自由刑 犯情があまり重くない事案 1 年以上 10 年以下の自由刑
178 条	死の結果を伴う性的強要	性的強要によって、少なくとも軽率に、被害者に死の結果を発生させたとき	無期又は 10 年以上の自由刑

○ 児童に対する性的虐待等

条文	罪名	構成要件	法定刑
176 条	児童に対する性的虐待	14 歳未満の者 (児童) に対して性的行為を行い、又は児童をして自己に対して性的行為をさせた者 (1 項)、第三者に対して性的行為を行い、又は第三者が児童に対して性的行為を行うように、児童に決意させた者 (2 項)	6 月以上 10 年以下の自由刑 犯情が特に重い事案 1 年以上 15 年以下の自由刑
176 条 a 1 項	同種再犯 (児童に対する性的虐待の加重類型)	176 条 1 項又は 176 条 2 項の罪を犯した者が、これらの犯罪行為を理由に 5 年以内に確定力を持つ有罪判決を言い渡されていた場合	1 年以上 15 年以下の自由刑 犯情があまり重くない事案 3 月以

			上 5 年以下の自由刑
176 条 a 2 項	18 歳以上の者による性交等（児童に対する性的虐待の加重類型）	176 条 1 項又は 176 条 2 項の罪を犯した者が、①18 歳を超える者である場合において、行為者が被害者と性交を行い、若しくは特に被害者の身体への侵入を伴う場合のように被害者を著しく辱める類似的性的行為を被害者に行い、若しくは被害者をして自分に対し行わせたとき、②犯行が複数の者により共同で行われたとき、又は③犯行により被害者に重い健康障害をもたらし、若しくは身体的・心的な発達に対する著しい危険を生じさせたとき	2 年以上 15 年以下の自由刑
176 条 a 3 項	ポルノグラフィーの対象目的（児童に対する性的虐待の加重類型）	176 条 1 項から 4 項の罪を犯した者が、正犯又はその他の関与者として、184 条 3 項又は 4 項の頒布しようとしているポルノ文書の対象とする目的で行為を行った場合	2 年以上 15 年以下の自由刑
176 条 a 5 項	特に危険な行為態様（児童に対する性的虐待の加重類型）	176 条 1 項ないし 3 項の罪を犯した者が、①行為の際に児童を身体的に著しく虐待し、又は②行為により児童に死の危険を生じさせたとき	5 年以上 15 年以下の自由刑
176 条 b	死の結果を伴う児童に対する性的虐待	児童に対する性的虐待によって、少なくとも軽率に、被害者を死亡させた場合	無期又は 10 年以上の自由刑

注：ドイツ刑法は、未成年者との性的行為について 14 歳未満の児童の場合のほか、14 歳以上 16 歳未満の少年（174 条 1 項 1 号）及び 16 歳以上 18 歳未満の少年（同条 1 項 2 号、3 号）の場合についても規定している。14 歳未満の児童の場合には、性的行為が全面的に禁止されるのに対し、14 歳以上 16 歳未満の少年の場合には、被害者が行為者の子である場合か、又はその教育、職業教育若しくは生活上の世話が行為者に委ねられている場合に処罰され、16 歳以上 18 歳未満の少年の場合には、被害者が行為者の子である場合か、又はその教育、職場教育若しくは生活上の世話が行為者に委ねられ、若しくは職務上若しくは労働上の関係の枠内で部下である場合（ただし、教育、職業教育、生活上の世話、職務上若しくは労働上の関係と結びついた従属性を濫用する場合に限る。）に処罰される。（「法務総合研究所研究部報告 38」65 ページ）

3 英国

英国には、従来の性犯罪に関連する法令を整備・統合したものとして、2003 年性犯罪法があり、性犯罪の構成要件、法定刑等が規定されている。同法は、性犯罪の概念を整理し、

構成要件の明確化を図った。また、性的行為への同意に関する重要な変更として、被告人が性的行為の際に同意があったことの立証責任を負うこととされた。また、弱者保護の観点から、児童及び精神障害を持つ被害者に関して特別の規定が設けられた。

○ 2003 年性犯罪法に規定する性的行為

行為名	構成要件の概要	法定刑
強姦	(a) ペニスの膣・肛門・口への故意の挿入 (b) 同意がない場合	正式起訴に基づく有罪宣告により、裁量的終身刑
挿入による暴行	(a) 身体の一部・その他の物の膣・肛門への故意の挿入 (b) 当該挿入が性的であった場合 (c) 同意がない場合	正式起訴に基づく有罪宣告により、裁量的終身刑
性的暴行	(a) 故意の接触 (b) 当該接触が性的であった場合 (c) 同意がない場合	略式起訴に基づく有罪判決により、6 月以下の拘禁刑若しくは罰金、又は両者の併科 正式起訴に基づく有罪宣告により、10 年以下の拘禁刑

○ 2003 年性犯罪法の児童及び弱者保護に関連する規定

行為名	対象者及び要件の緩和等	刑
13 歳未満を対象とする強姦、挿入による暴行、性的暴行	対象者が 13 歳未満のときは、 (a) 同意がなかったことを要件としない (b) 被告人における年齢の認識を問題としない	強姦は、正式起訴に基づく有罪宣告により裁量的終身刑 挿入による暴行は、正式起訴に基づく有罪宣告により裁量的終身刑 性的暴行は、略式起訴に基づく有罪判決により、6 月以下の拘禁刑若しくは法定上限以下の罰金、又は両者の併科、正式起訴に基づく有罪宣告により、14 年以下の拘禁刑
児童との故意の性的接触	(a) 同意がなかったことを要件としない (b) 対象者が 16 歳未満であった場合には、被告人が対象者の年齢を 16 歳未満であることを知っていたが、知ることを合理的に期待することができたことを要件とする (c) 対象者が 13 歳未満であった場合には、被告人における年齢の認識を問題としない	性的接触の中に、身体の一部又はその他の物の対象者の肛門又は膣への挿入、ペニスの対象者の口への挿入、対象者の身体の一部の被告人の肛門又は膣への挿入、対象者のペニスの被告人の口への挿入のいずれかが含まれていたときは、正式起訴に基づく有罪宣告により、14 年以下の拘禁刑 前記の適用がなかったときは、略式起訴に基づく有罪判決により、6 月以下の拘禁刑若し

		くは法定上限以下の罰金、又は両者の併科、正式起訴に基づく有罪宣告により、14 年以下の拘禁刑（被告人が未成年の場合の特例あり）
精神障害者を対象とする性的行為	(a) 対象者が精神障害のために当該性的接触を拒否することができなかったとき（対象者が同意するか否かを選択する能力を欠いていたとき、又は、対象者が同意するか否かの選択を伝えることができなかったときは、当該接触を拒否することができなかったものとする。） (b) 被告人が、対象者が精神障害を有していること及びそれ故に、又はそれに関する理由のために当該性的接触を拒否することができないおそれがあることを知っていた場合のみならず、知ることを合理的に期待することができた場合も犯罪とされる。	性的接触の中に、身体の一部又はその他の物の対象者の肛門又は膣への挿入、ペニスの対象者の口への挿入、対象者の身体の一部の被告人の肛門又は膣への挿入、対象者のペニスの被告人の口への挿入のいずれかが含まれていたときは、正式起訴に基づく有罪宣告により、裁量的終身刑 前記の適用がなかったときは、略式起訴に基づく有罪判決により、6 月以下の拘禁刑若しくは法定上限以下の罰金、又は両者の併科、正式起訴に基づく有罪宣告により、14 年以下の拘禁刑

4 米国

米国では、性犯罪は、原則として、各州の刑事実体法、刑事手続法、性犯罪者登録及び公表に関する法等により規制される。連邦法は、州境を超える性犯罪等の連邦的色彩のあるものを規制する。

すべての州において、被害児童が性的行為に合意している場合でも、一定年齢未満の児童との性的関係を禁止する法律がある。

○ 性犯罪の定義・分類

類型	定義	法定刑等
強姦	（ワシントン州の刑法の例） 被害者の性別を問わず、姦淫、口淫、肛門性交等を相手方の同意なく行うこと	死刑を定める州と無期刑（終身刑）を定める州とで約半数を占める。 有期刑（50～10 年）を上限とする州も半数近く存在する。しかし、この場合においても、多くの州では、加害者の前科等により、これらの法定刑以上に刑を加重できるとしている。

近親相姦	加害者と被害者が親子等の親族関係により法的に有効な結婚ができない近親者の場合の性行為	ほとんどの州において処罰している。
配偶者による区別	被害者との間に配偶関係がある場合	告訴期限の制限を設ける州、暴力や脅迫の態様に制限を設ける州、離婚や別居等の条件を必要とする州、起訴できる罪名に制限を設けている州がある。
子どもに対する性行為	暴力的性犯罪の中でも児童を被害者とする場合	成人を被害者とする場合よりも法定刑を重くする州がほとんどである。

注：性行為への合意年齢を下回れば、どのような状況下においても違法とする州は12州であり、合意年齢を16歳としている例として（略）、17歳としているものとして（略）、18歳としているものとして（略）各州が挙げられる。他方、それ以外の38州およびコロンビア特別区では、性行為への合意年齢に加えて、被害児童の最少年齢、性行為のパートナーとの年齢差、パートナーに対する訴追可能最低年齢といった要件を定め、合意年齢を下回った場合においても、これらの要件のうち1つあるいは複数に反しない性行為を違法とはしていない。例えば、ニュージャージー州の場合、合意年齢を16歳、被害児童の最少年齢を13歳、パートナーとの年齢差を4歳とし、児童が13歳以上であり、パートナーとの年齢差が4歳未満であれば、合意年齢を下回った場合においても合法としており、ネバダ州では、合意年齢は16歳、パートナーに対する訴追可能年齢を18歳とし、児童が16歳未満であっても、パートナーの年齢が18歳未満であれば違法としていない（「法務総合研究所研究部報告38」166ページ）。

韓国のワンストップ支援センター

※ 「平成 24 年版犯罪被害者白書」より

ア 韓国のワンストップ支援センター

韓国では、2006 年 8 月、ソウル市の警察病院内に最初のワンストップ支援センターが設置されており、2012 年 3 月現在、警察病院などの国公立病院、大学病院、民間病院など 16 か所に設置されている。設置のための特別な要件はないが、いずれも 300 床以上の大型病院に併設されている。

これら国内のワンストップ支援センターに対しては、34 億 5900 万ウォン（うち国費が 50～60%）が予算措置されている。なお、治療費に関する予算は、女性家庭部が別途計上している。

イ ポラメワンストップ支援センター

ポラメワンストップ支援センターは、ソウル市、ソウル地方警察庁及びポラメ病院の協定に基づき、2008 年 12 月、ソウル大学の施設であるソウル市立ポラメ病院内に設置された。

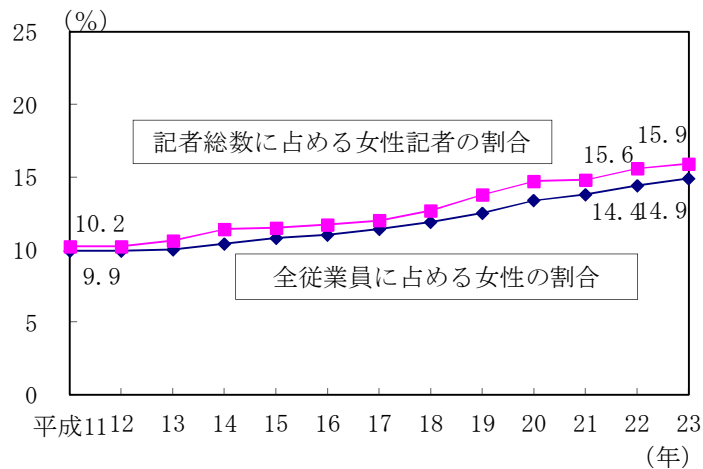
センター内には、院内の産婦人科とは別に、婦人科治療の設備が設けられている。また、事情聴取室及び録音録画モニタリング室も設けられている（韓国では、19 歳未満の者及び一定の障害者から事情聴取をする場合、被害者の同意を前提とした録画が義務付けられており、これらは児童や障害者の事情聴取に利用されている。）。

支援対象は、性暴力、家庭内暴力、性売買、校内暴力による被害者であり、支援内容は、相談、医療的支援（婦人科治療、感染症検査、緊急避妊薬投与、証拠採取、外傷治療等）及び事情聴取等である。これらの支援は全て無料で提供されている。

※ ワンストップ支援センターは、緊急支援を目的としており、カウンセリング等の長期にわたる支援が必要なケースは、性暴力相談所など関係機関へ引き継がれる。また、2 回目以降の事情聴取など、以後の捜査手続への協力は、管轄警察署の警察官が行う。

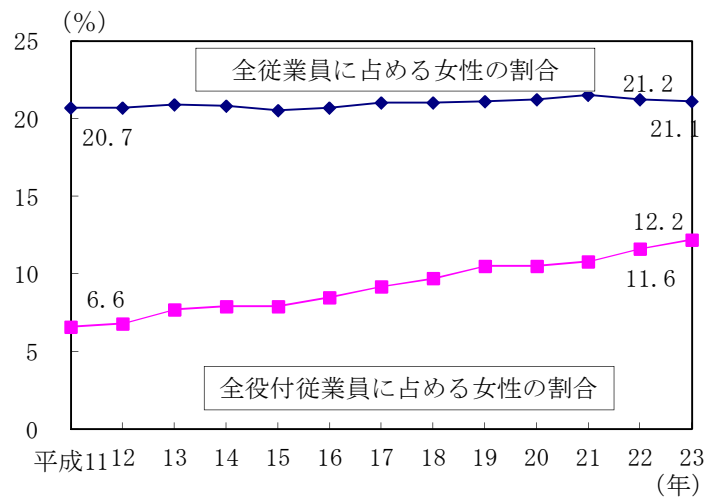
各種メディアにおける女性の割合
(平成24年版 男女共同参画白書より)

新聞



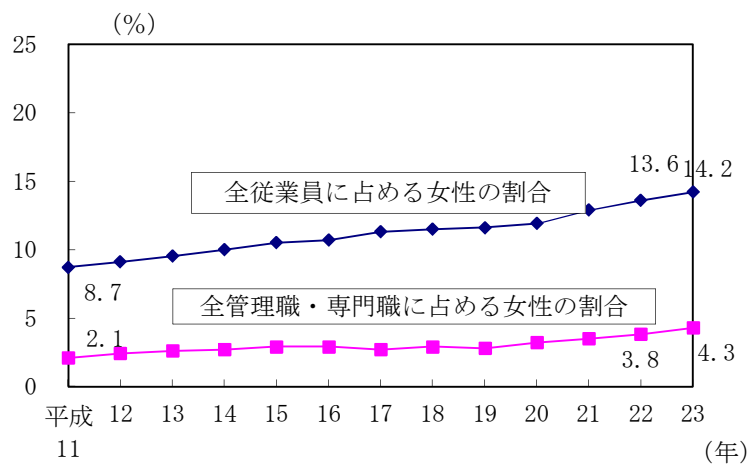
(備考) (社) 日本新聞協会資料より作成。

民間放送



- (備考) 1. (社) 日本民間放送連盟資料より作成。
2. 役付従業員とは、課長(課長待遇、同等及び資格職を含む)以上の職にある者をいう。

日本放送協会



- (備考) 1. 日本放送協会資料より作成。
2. 管理職・専門職とは、組織単位の長及び必要に応じて置く職位(チーフプロデューサー、エグゼクティブディレクター等)をいう。

諸外国におけるメディア分野への女性の参画

※ 諸外国における専門職への女性の参画に関する調査 スウェーデン、韓国、スペイン、アメリカ合衆国－報告書（平成 23 年 11 月 内閣府男女共同参画局）を基に作成したもの

●スウェーデン

メディア分野における女性の比率（2005 年）

ジャーナリスト	雑誌	公共ラジオ・テレビ	新聞、特殊機関誌、 商業ラジオ
48%	59%	44%	15%

出典：Monika Djerf-Pierre(2007) “The Gender of Journalism The Structure and Logic of the Field in the Twentieth Century”,Nordicom Review,Jubilee Issue 2007

●スペイン

メディア関連企業に占める女性の比率

	女性比率	女性人数	総数
テレコミュニケーション	32.00%	18,665 人	58,331 人
ラジオ・テレビ	39.86%	11,177 人	28,041 人
広告業	50.90%	33,227 人	65,274 人

出典：スペイン統計局、

「Telecommunications、Radio and television activities、Advertising」、2007

●韓国

メディア媒体別の従事者の現況（2009 年現在）

（単位：人）

区分		調査対象企業	回答企業	性別	
				男性	女性
総計		1,493	677	29,575(79.5%)	7,614(20.5%)
新聞	全国日刊	12	12	3,909	1,097
	地域日刊	104	72	4,645	961
	経済日刊	7	7	1,788	567
	スポーツ日刊	5	5	429	61
	外国語日刊	4	4	148	103
	専門日刊	9	5	471	116
	無料日刊	9	8	224	86
	地域週刊	445	187	1,431	410
新聞総計		595	300	13,045	3,401
通信		2	1	119	—
地上波放送	公営放送	40	37	7,803	1,507
	民営放送	13	13	2,035	343
	特殊放送	10	10	1,305	517
	地上波DMB	3	3	102	43
ケーブルTV	放送チャンネル 使用事業者	2	2	865	186
	総合有線 放送事業者	105	33	1,536	566
衛星放送		2	2	352	95
放送総計		175	100	13,998	3,527
インターネット新聞		706	269	2,133	766
メディアのインターネットポータルサイト		15	7	280	190
インターネット総計		721	276	2,413	956

出典：韓国言論財団（2009）「2009 韓国放送年鑑」

●アメリカ

メディア関連職種における女性比率の推移

	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
プロデューサー・ディレクター	31.8%	32.3%	35.1%	40.0%	30.5%	38.5%	40.1%
アナウンサー	19.6%	21.6%	12.2%	30.8%	24.4%	—	11.1%
ニュース解説員、リポーター、記者	44.4%	53.7%	56.5%	53.4%	42.1%	45.4%	42.8%
編集者	53.8%	53.9%	58.1%	53.7%	49.5%	54.8%	55.8%
放送技術者（音響等）	8.1%	12.1%	12.2%	15.6%	11.6%	16.1%	9.4%
写真家	38.6%	37.6%	39.0%	43.3%	47.5%	44.1%	44.8%

出典：U.S Bureau of Labor Statistics (2009) ,Labor Force Statistics from the Current Population Survey をもとに作成したグラフより作成